

FP Topics =開業・副業・リタイア後の確定申告= 2023年2月号

=One's impressions=

2月も終盤ですが、まだまだ寒い日が続きます。コロナ騒動もまだまだ油断は禁物ですね。皆さんはいかがお過ごしでしょうか。先日、健康診断を受診したところ、高血圧と診断されました・・・
 ここ数ヶ月忙しい日が続いており、少し落ち着いてほっとしたところの思わぬ診断結果に驚きました！先生曰く、ストレスからくるものかもしれませんが、さて、今月は開業や副業、退職金を受取ったとき、リタイア後に係る確定申告の知識について特集してみたいと思います。

=開業した場合の主な届出書等=

開業時に必要とされる、主な届出書類は下記の4種類です。税務署に開業時の届出書類セットが用意されていますので、詳細は必ず税務署で確認するようにしてください。

◆ 個人事業の開業・廃業等届出書

・原則、開業から1ヶ月以内までに提出。

◆ 青色申告承認申請書

・新規の開業については、青色申告の承認を受けようとする年の3月15日までに提出。
 ・1月16日以降に事業を開始する場合は、事業開始の日から2か月以内に提出。

◆ 青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書

・青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日までに提出。
 ・1月16日以降に事業を開始する場合や、新たに専従者がいることになった場合はその日から2か月以内に提出。

◆ 源泉所得税納期の特例の承認に関する申請書

・提出期限は特に定められていない。（原則、提出した日の翌月に支払う給与等から適用される）

=副業・副収入があった場合=

会社員として給与収入がある場合であっても、このところの物価上昇や将来に向けての取り組みなどで副業を開始される方も多くいらっしゃいます。給与以外の所得がある場合、確定申告が必要かどうかを確認する必要があります。

住民税では所得金額に関わらず、給与以外の所得（収入）がある場合、原則として住民税の申告が必要となります。

これまで、副業収入についての所得区分の判定が曖昧になっていましたが、改正により事業所得と雑所得の判定について明確化されました。

・帳簿書類の保存がある場合 ⇒ 事業所得

・上記以外 ⇒ 雑所得

2022年分の確定申告から下記関係書類の保存義務に対応要

★確定申告が必要な副業収入等の一例★

原稿料や講演料	雑所得	年間所得 20万円超
ネットビジネス等の個人間取引		
暗号資産の売却等による所得		
投資用不動産からの所得	不動産所得	

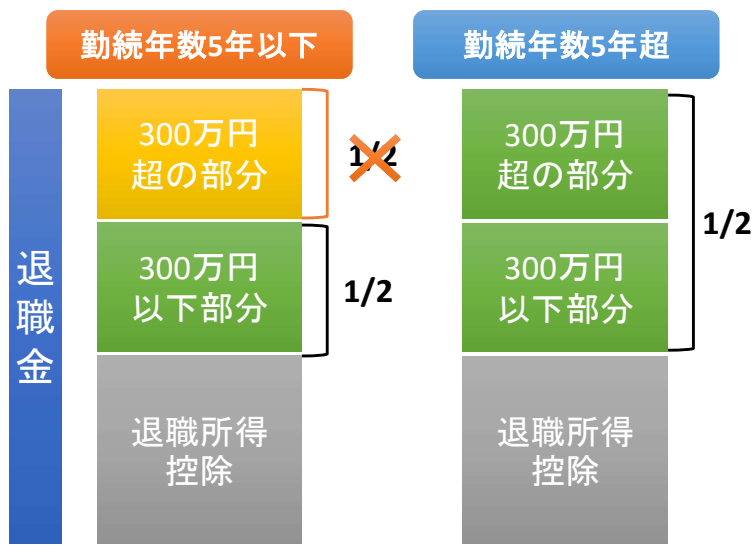
★雑所得の業務に係る関係書類の保存義務★

前々年の雑所得の収入金額	保存義務
300万円以下	保存義務なし
300万円超～1,000万円以下	請求書、領収書等を5年間保存
1,000万円超～	上記に加えて、収支内訳書を確定申告書に添付する必要あり

=退職金を受け取った場合=

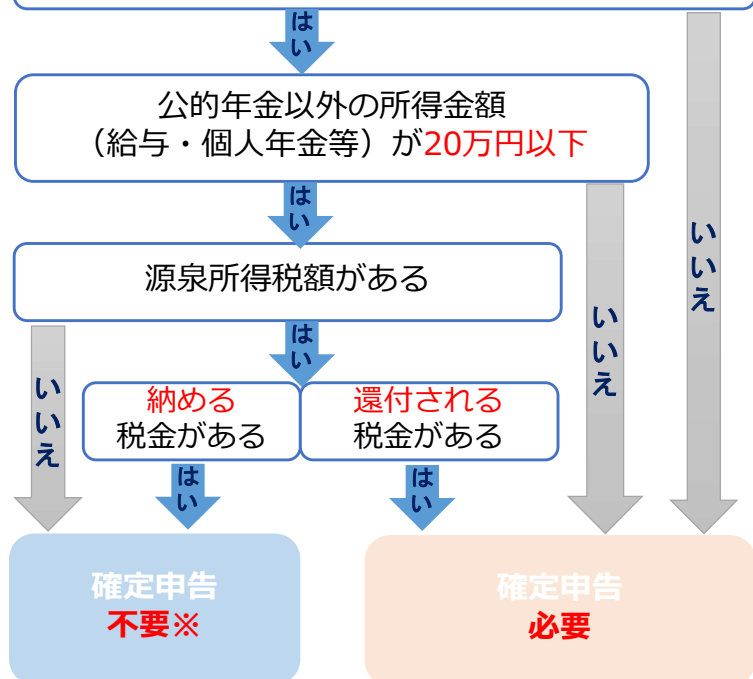
退職金を受給する場合。原則的には会社側で退職金の税額計算が行われ、所得税等及び住民税の特別徴収（天引き）を行った後の差引金額を受給することにより課税関係は終了します。よって確定申告は不要となります。

退職所得に係る税金は、退職所得控除や1/2課税の適用、他の所得との分離課税等により、退職所得の性質上税負担は低く抑えられています。ただし、勤続年数5年以下の部分については、改正により2022年1月1日以後に支払われる退職金について、300万円を超える部分は1/2課税が制限されます。



=リタイア後の確定申告義務の判定=

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下



※住民税の申告は必要な場合もある

～今月の山便り～

聖宝ノ宿跡で聖宝理源大師に拝礼した後、しばらく腰を下ろして休んでいました。小篠ノ宿（第六十六番廬）の荘厳な佇まいに想いはせながら、しばらくボーっとしていたのです。じっとしているとさすがに冷えてきます。やわらかい日差しにも渡る風は冷たく、大峯には一足早い冬の気配が漂います。

さあ、あと一息、この急登をやっつければ“弥山小屋”だぁ～心がニヤついているのです・・・
 弥山小屋は今の天皇陛下が皇太子時代（平成2年頃）に宿泊された由緒正しい？山小屋です。皇太子さまは、トンネル西口からの簡単なハイキングコースを歩かれたんだらうなーなんて、勝手に思い込んでいましたが、実際に調べてみると、私が昨日から歩いている、山上ヶ岳⇒弥山を歩かれたそうです。

びっくりしました・・・かなり厳しいルートです。大勢の方々が随行されたそうですが、弥山小屋までたどり着けなかった報道関係者もいたそうです。天皇陛下は素晴らしい健脚の登山家なのです。

急登をゆっくり登りながら、初めて弥山を訪れた時のことを思い出していました。関東から大阪に帰阪し、しばらくの間一人で山を歩いていたのですが、ロープを使用する山登りには、ザイルパートナーが必要になります。そこで、暇そうな？高校時代の同級生Kくんをザイルパートナーに育成すべく弥山の山歩きに誘い出したのでした。

初めての弥山は散々な山歩きだったことを記憶しています。歩き始めて5分も経たないうちに豪雨に降られ、翌日起きてみると辺りは薄っすら初冠雪でした。さすがに11月の降雪には驚きましたが・・・現在の天皇陛下も訪れた大変美しい山域です！

